

岸辺駅北公共通路におけるエレベーター設置について

1. 経 過

(1) 新設する立体横断施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のためにエレベーターの設置が必要とされているが、

ア エレベーターを設置すると、駅前広場の歩道幅員の確保が困難

イ 南北自由通路のエレベーター利用により 1 階での移動が可能*

※南北自由通路上で案内表示要

ウ 国立循環器病研究センター（以下、国循）内のエレベーターの利用により対応が可能（利用について協議が必要）

から、エレベーターの設置は行わない計画としていた。

(2) 国循内のエレベーター利用について協議、要望を重ねてきたが国循から感染症予防の観点から終日利用不可との判断が示された。

(3) 国循前エレベーターの設置は、駅前広場の歩道内に設置するため

ア 国循の正面玄関付近に設置するため、国循の理解と協力

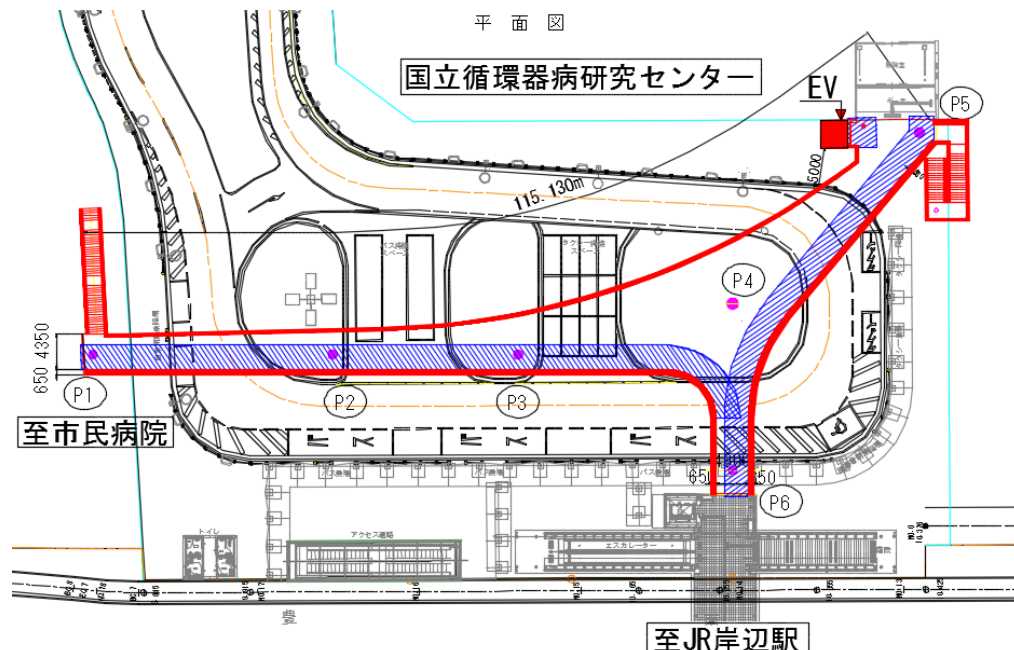
イ 駅前広場の一部形状変更による警察協議

が必要となり、継続的に協議を行ってきた。

(4) 駅前複合商業施設側（市民病院側）は、主に市民病院への連絡動線ですが、施設営業時間*内のエレベーター利用が可能でありエレベーターの設置は行わない計画。*エレベーターの終日利用を協議中

2. エレベーターの概要

(1) 設置位置



(2) 大きさ

外構寸法（幅×奥行）：3.45m×3.37m（予定）

内空寸法（幅×奥行）：1.60m×1.50m（15人乗り）

（道路の移動等円滑化整備ガイドラインでは内空寸法 1.50m 以上×1.50m 以上）

(3) 外観

国循及び公共通路との景観に配慮し、ガラスを基調としたシースルータイプの建屋を予定。

(4) その他

エレベーター設置工事及び公共通路本体の設計変更については、今後、平成29年度当初予算へ予算計上を予定。